JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
いのちにやさしいまちづくり
NEWS
[p-1]
2009 平成21年4月
Vol.36
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

都道府県等は犬及びねこの引取りを断れます。

【寄稿】アニマルウエルフェア連絡会・ブログより

動物保護法が動物愛護法（※注・どちらも略称）に改正公布されたおよそ10年前から、犬及びねこの引取りのあり方は次のようになっています。

【（平成11年.12.9．議会付帯決議）動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の提出に伴う決議

犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。】

それ以前の動物保護法の時代から、【都道府県等は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。
2　前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。（現在の動物愛護法第35条 犬及びねこの引取り）】となっていましたので、この条項を多くの自治体が「引き取らなければならない。」の根拠にしていました。

動けない赤ちゃんねこは「拾得」できるかもしれませんが、「拾得者その他の者」の「その他の者」を、平成11年からの引取りのあり方に照らし合わせる時、駆除や致死処分の目的で大人のねこを捕獲した者ではありません。引き取り理由の「飼い主のやむを得ない事態としての所有権の放棄」にあてはまらないためです。
「その他の者」は、拾得物を管轄する警察や、アニマルレスキューの任務を設定している消防、狂犬病予防法の予防員に従う犬の捕獲人などと判断されます。

既に昭和50年には、総理府から各都道府県知事各政令市長宛てに【犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要項について。（※一部割愛）2　所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。】と通知されています。

この通知から数十年たって、所管の環境省をはじめとする各都道府県の現場などが引き取り動物の減少や、生存の機会を与えることなどに努め出しているようです。

犬及びねこを引き取る現場では「引き取らなければならない。」の法令の解釈に「飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置」という位置付けを勘案し、そのような「所有権の放棄に伴う緊急避難措置」が日常的に極めて少ないと判断できることから「引き取りを断れる。」という意識が生まれています。

ある所管の担当官は、それなりの理由による引き取り依頼に対して、数時間もかけて「飼養の継続」を促すことも多くなっているそうです。

アニマルウエルフェア連絡会　検索

●犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（平成18年1月20日環境省告示第26号）
動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第35条第1項及び第2項の規定による〜〜［※以下一部割愛］
第1犬及びねこの引取り
1 〜〜［冒頭一部割愛］また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りを行うように努めること。
2 都道府県知事等は、所有者から犬又はねこの引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言に努めること。

全文は→犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置→検索

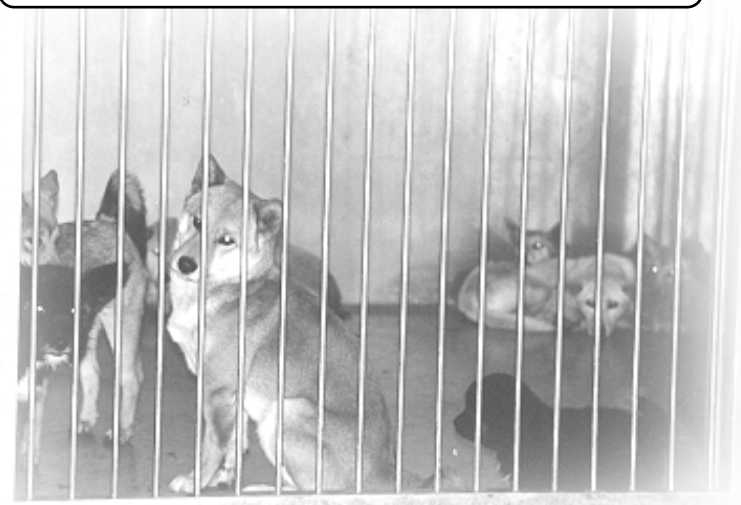

行政不作為と地域不作為にならないために…
地域ねこ対策 三者協働について…

NPOねこだすけ代表理事
工藤久美子

セミナー等での講演内容を記事にしました。

ねこだすけは皆様のご支援、ご協力をいただきながら任意団体として12年、NPO法人となって今年でちょうど10年を迎えることができました。

その間平成13年から3年計画で行われた「東京都飼い主のいない猫との共生モデルプラン」その成果をうけて、新たに現在も行われております「東京都飼い主のいない猫との共生支援事業」に協力させていただきました。

そしてこの12年の活動の間、何かモヤモヤとくすぶっていましたことが、ここ1年で非常に明確となってまいりました。それが今回のテーマです。

現在大きな問題となっている野良ねこの先祖は2つです。1つは捨てられたねこ、もう1つは不妊、去勢手術を行なわれないまま、家と外を自由に行き来していた飼いねこです。

そもそも

どうしてこのようにたくさんの野良ねこがいるのか、その原点に立ち返るとき、問題の解決に近付きます。

近年では明治時代に北里柴三郎博士が日本でのペスト蔓延をふせぐため、国民に対し「一家に一匹ねこを飼うこと」を奨励しました。ネズミ捕りのうまいねこのコンクールまで行われ、国家をあげて推進されました。

その効果は大きく、日本では幸いペストの蔓延被害にみまわれることはありませんでした。

当時は不妊手術など行われるはずもなく、当然のなりゆきとして、その後ねこの数は爆発的に増えます。

さらに昭和に入りましても住宅事情の違いもあり、ねこは家と外と出入り自由、不妊手術も行われずさらにねこの数は増えていきます。現在の野良ねこ問題の原因の一つと言えます。

ではそれに対して打てる手がなかったのか、といいますとそうではありません。明治の昔はともかく、ここ30年に関しましてはとてもわかりやすい「なすすべ」が2つありました。

1.行政不作為

現在の動物愛護法の罰則『遺棄、衰弱虐待、殺傷』に関しては広報もいきとどき、皆さまよくご存じのことと思います。

その以前、昭和48年にはすでに動物保護法が施行され、これにも罰則がありました。『遺棄虐待』は3万円以下の罰金か科料でした。

これを東京都を含め、全国の管轄行政は執行はおろか広報さえ行ってきませんでした。この広報、執行がきちんと行われていれば現在にいたりあまりにも多い捨てねこ、『遺棄違反』はかなり違った状況になっていたはずです。

この動物保護法や、改正されてからの動物愛護法の広報、執行を怠ったという点において、これは明確な行政不作為といえます。

2.地域不作為

それでは行政以外の人々に、まるで責任がなかったのか？というとそうではありません。

不妊、去勢手術を行わず、外に自由に外出させているねこの飼い主さんが30～40年も前にはたくさんいたはずです。そして外のねこに産ませてしまった、あるいは飼いねこが出産し、子ねこは外に出ていってしまった、その結果多くの野良ねこが産まされ続けてきました。

その状態に対して地域のどなたかが「このままでは野良ねこがどんどん増える。飼い主さんにきちんと手術をするよう話をしよう」と提言してくださった場合、状況ははるかに変わっていきます。

「ご近所だからよけいなことを言って面倒を起こしたくない。」「我が家には別に何も野良ねこ被害はないから、関係ない。」地域住民の方々がこの問題に積極的に手をうたなかった理由は主にこの2つです。「ご近所関係への気づかい」と、ご自分に被害が及ばないからとの「無関心」です。

地域住民が地域の問題としての認識をもたず、無関心のまま手段を講じなかった点において、これもまた明確な「地域不作為」といえます。

3.三者協働

ここ1年間に渡り訴え続けているテーマは三者協働です。この三者とは

●住民組織：町会、自治会、理事会、管理組合など。
●管轄行政：保健所など。
●ボランティア組織：NPO、NGOなど

住民組織、管轄行政、ボランティアの三者が協働して問題解決を図れば、いかなる問題も解決可能です。高齢化、少子化に加え団塊世代の大量退職、それにより予想されるさまざまな問題を、上記三者で解決する方策は平成11年に制定されたNPO法をふくめ政府の方針とも思われます。

日本独自の町会組織というものを活性化させ、そこにそれぞれ専門の行政とボランティアをサポート役として正三角形に組ませて問題解決を図る、素晴らしい方針です。

手術のための通院です。

野良ねこに関しましては、その問題の根源はあきらかに「行政不作為」と「地域不作為」です。そうであるなら尚更地域住民、行政、ボランティアの三者が協力して問題解決をはかることは極めて当然のことと思います。

具体的段取り

三者協働にもっていく具体的段取りです。

1. 餌をあげている方や、一方でねこに困っている方からご相談があった場合、その方に「町会での説明会」をすすめます。これはご相談者のお住まいの町会の定例の集まり、また別途組んでいただく「ねこ対策」の会合に、保健所職員とボランティアが活動のご説明にうかがいます。

そしてその場で、町会の住民の中から例えお一人でも「○○地域ねこの会」などグループを作っていただきます。「グループ」ほど大袈裟ではなく、どなたかの「挙手」を、町内で目に見える「カタチ」にした程度のもので十分です。

2. 1の町会説明会が行なわれればあとは簡単です。町会の掲示板に活動報告、フリマのお知らせ、遺棄、殺傷違反ポスターの掲示などをお願いします。活動を進めていくうちにお祭りへのパネル展、フリマ参加など町会から提案をいただけるようになります。

3. 「○○地域ねこの会」以外にも、「○○町会ねこ担当」と名乗る場合もあります。町会の一員として活動を行うのですから、町会の他の行事にもなるべく参加、積極的にお手伝いをすることはとても大切です。

4. 年に1回は町会々館、福祉会館などを利用して活動広報のためのパネル展、相談会を行います。あらたに引っ越してきた方や、まだ活動になじみのない方にももれなく活動を知っていただくためにとても効果があります。

5. 行政の方には活動推進用チラシ、ポスターの作成、パネル展、相談会への協力、またトラブルがあった場合は現場視察の同行などをお願いします。

6. 町会の外から支援するボランティア団体は、5の行政の役割と同様パネル展、相談会への協力、現場視察の同行に加え、ねこの捕まえ方、トイレの設置法、餌場の管理など、より具体的なアドバイスを行います。

絶対にさけたい 二者協働

行政もボランティアも陥りやすいのが、住民・行政・ボランティアの三者協働から『住民』がすっぽり抜けた『二者』協働です。

多くの場合、ボランティアグループまたはボランティアさん同士のネットワーク作りを行政が進め、寄せられる苦情対策をそのボランティアネットワークに依頼して、野良ねこ問題の解決を図る仕組みに走りがちですので、町会など住民組織をいかに組み込むかが最大のポイントとなります。

行政に苦情、相談がいった場合、行政がボランティアを紹介するというケースはよくありますが、それで終わってしまいますと住民組織はまったく無関係となります。この二者協働スタイルは、地域住民の方々に地域の問題としての認識をもっていただく機会もなく、町会のどなたも知らないうちに表面上の問題解決となってしまい、やがてまた同じことを繰り返しますので、根本的解決にはいたりません。

ご相談内容にもよりますが、行政は相談者に町会への関わりを進め、さらに具体的にボランティアとともに町会長へのご説明、地域でのパネル展、相談会の推進、そのための広報用チラシの作成などが必要となります。

地域住民への活動のご説明、広報のサポートの役割分担の意識を、行政とボランティアが共有し合い、地域に根付かせる同じ目的を目指すとき、今までの『二者協働』を『三者協働』へ容易にすすめることができます。

以上のように「行政不作為」と「地域不作為」により引き起こされた問題ですが、今さらやれ行政のせいだの、やれ住民のせいだの、やれ餌やりさんのせいだのと責任追求をしても、先には何も見えません。

誰のせいでもない、とにかく皆で力をあわせてなんとかしよう…と、そんなお気持ちをお持ちいただけましたら大変嬉しく思います。

絶対に解決します。

※動物愛護法では「ネコ」を「ねこ」としていますが、自治体の措置要綱などでは「猫」とする場合も有り、統一しておりませんのでご容赦ください。

ねこだすけもご一緒の…

行事計画レポート

写真は新宿セミナー

ねこだすけ：行事　検索

人と猫との調和のとれたまちづくりセミナー

●平成20年11月22～29日まで併設パネル展●主催／新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会●新宿区四谷地域センターにて●セミナーは、同29日(土)午後1時～●地域ねこ対策等の経過報告を新宿区保健所から●パネルディスカションは、動物ライター加藤由子氏、「猫は犬より働いた」の著者須磨章氏、新宿区保健所、NPOねこだすけ●地域ねこ対策懇話コーナーあり●セミナー、パネル展ともご参加無料

パネルディスカッションでは、動物生態学に詳しい加藤先生、愛猫家を自負する須磨先生、地域ねこ対策エキスパートの新宿区高木担当官、現場部隊のねこだすけ、それぞれの立場からねこや地域ねこ対策についての思い入れもはずみました。

地域ねこ対策の広報資料として、新宿区と同連絡協議会で新たに制作したリーフレットと展示用パネルが公開されました。

新しいリーフレットのダウンロードは、下の検索キーワードからたどれます。（5頁に関連記事）

新宿区連絡協議会　ペーパー資料　検索

ねこだすけニュース号外Vol.20の抜粋を含みます。

狛江にゃんにゃんセミナー

●平成20年9月21日、7回目の開催。●従来の市と狛江地域ねこの会共催などが、今回から狛江市主催に。

イベントを重ねるごとに「地域ねこ」の普及や啓発のほか、実行方法もその地域の事情に応じて移り変ります。

そのほかの各地の例でも、「地域ねこ対策」を社会貢献活動の「協働事業」と位置付ける市民活動推進などの部署が増えています。しかし、同じ管内で愛護動物施策の「ねこ」を所管する部署が「地域ねこ対策」について「全面的な合意」にいたっていないなどの歪みもあらわれています。**（号外に既報）**

にゃんにゃんセミナー国立、立川

●平成20年10月5日●国立市民会館地下ホール●講師：東京都動物愛護センター／NPOねこだすけ／国立地域猫倶楽部／立川地域猫の会キャットニップ●主催：国立市●協働：猫のゆりかご（国立地域猫の会）／NPOねこだすけ

昨年と会場は同じですが、今年から主催が国立市です。市の環境課や、都の愛護動物管理担当、都の飼い主のいない猫対策支援事業認定地の立川市と国立市の自治組織リーダーの方々と、情報交換や現状報告が行われました。**（号外に既報）**

みなと区民まつり

●平成20年10月11～12日●東京港区芝公園エリアで、みなと保健所・港区動物愛護推進員がパネルを展示して地域ねこの解説とペット飼育相談。（号外に既報）

自治会のイベント＆フリーマーケット

●新宿区戸塚地域まつり（同10月12日）と、早稲田鶴巻フェスティバル（同10月19日）●自治会からお誘いをうけた、新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり協議会メンバーと区の担当官が、パネル展示と地域ねこ相談会。右の写真　（号外に既報）

東京都の「飼い主のいない猫プログラム」認定地区で、活動の中心になっているボランティアさんが、錦糸公園のフリーマーケットに初めて参加。各地の地域ねこリーダーも、フリマのお品を少しづつ直接会場に持ち寄りました。「私も野良猫に手術しているんです…」などのお客さんと話もはずみました。同10月18日下の写真

●同10月26日、墨田区業平小学校の第23回すみだボランティアまつりで「すみだ地域ねこの会」が「地域ねこ」を紹介。●同11月8日、台東区健康まつりの「飼い主のいない猫ボランティア会議」で講演。

すみだ地域ねこの会　検索

●チームＳＬＰは同11月2日、第27回世田谷区動物フェスティバルで「飼い主のいない猫問題解決相談コーナー」を開設、地域ねこパネルを展示。右下の写真

●同8日、世田谷区主催「第9回飼い主のいない猫対策セミナー」で、ねこだすけも一緒に講演。

猫活動　検索

●平成20年11月11日、第一回ねこともセミナー開催。（左のチラシ）●地域猫活動についての講演と野良猫相談会。●JR内房線浜野駅下車：古市場みどり自治会館。●「千葉市地域ねこ活動」主催。（右の写真）●ふなばし地域ねこ活動とねこだすけが協力

ちばねこのチラシより…
『猫や動物に心を動かされている一人一人がそれぞれの立場で、今出来る範囲で活動を行います。』

●平成21年1月25日、人口55万の政令指定都市、東京八王子市保健所主催●地域猫対策推進の講演会●休日出勤の役所担当官が総出で保健所を会場に計画●先着50名の会場に椅子を追加●各地で市民有志が地域猫講座を計画しても、自治体担当の一般参加すら難しかったつい数年前迄との様変わりを実感。●講師は立川キャットニップとNPOねこだすけ代表（下の写真）

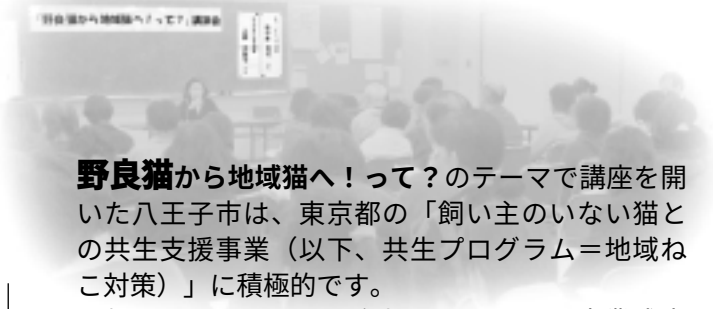

野良猫から地域猫へ！って？のテーマで講座を開いた八王子市は、東京都の「飼い主のいない猫との共生支援事業（以下、共生プログラム＝地域ねこ対策）」に積極的です。

都民ならどなたでも参加できる、この事業成立までのプロセスを簡単におさらいすると…

（1）野良ねこのいる地域の住民が主体となる「ねこ対策」であること。

（2）例えば自治会役員さんと、地域の住民と、野良ねこの手術などに詳しいボランティアなどが対策についての合意ができそうなこと。

（3）1と2から、野良ねこから人への侵害を防ぐ「地域社会の環境保全活動」という位置付けになります。

（4）1と2の市民が、地域ねこ対策の実行を区市町村の所管担当に報告し、都の共生プログラムの認定を受けたい旨、区市町村に願い出ます。

（5）区市町村は共生プログラム認定を得るために、この地域を東京都に推薦します。

以上はプロセスの概略です。申請の書式やそのほかの条件などもありますが、それほど複雑でもありません。

都の認定地区になると、おおむね5頭程度の不妊去勢手術費の負担を地域住民に負わせない、などやそのほかの便宜が受けられるというものです。一番のメリットは、地域住民とボランティアと行政が三者一体となったねこ対策ができることです。

●平成21年2月7日、兵庫県宝塚市で第3回のら猫相談会●ラビスタ地域の動物と暮らす会セミナー●地域猫対策と個別相談会●主催：ラビスタ地域の動物と暮らす会●売布駅下車、ボランティアセンター会議室●講師＆相談相手／ラビスタ地域猫会スタッフ・NPOねこだすけ代表（右の写真）

●平成21年2月11日
新宿区大久保地域センターで「猫なんでも苦情相談会」●保健所職員とボランティアが個別のご相談に対応します。

人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会が、主催の新宿区保健所衛生課と協力して開催。同様に編集協力し合って作成したパネルを展示し、パンフレットを配布しました。

会場近くの町会などからの8組のご相談の問題解決に、保健所職員と延べ20数名の同協議会スタッフがあたりました。テーマ別に例えばトイレ問題に詳しいスタッフ、譲り渡しの経験が豊富なスタッフなどが、それぞれのケースに同席し連係し合いながらすすめました。

●4頁左上の記事と同じ広報資料。●上のリーフレットは・1猫の歴史・2地域ねこのすすめ・3手術の実施・4元の場所に戻します。・5置きえさはしません。（えさやり禁止ではありません。）の5シリーズ

●上はB3サイズの展示パネル見本●リーフレットと同じ5シリーズで、12枚セット（但し、ねこだすけからの貸し出し対象外です。）

●平成21年1月31日、2nd.にゃんにゃんセミナーin板橋・成増●地域ねこ（飼い主のいない猫対策）説明会・相談会・パネル展示●アクトホール内・板橋区立成増地域センター5階にて

餌やり禁止で野良ねこ問題の根本解決はできません。対策の整っていない板橋区の「地域ねこ徳丸」が主催しました。

地域ねこを進めた時の、生々しい障害克服の報告が都内各地区からありました。悲愴感ただよう野良ねこ排斥勢力の中で、主義を通して改善したユーモアあふれるスピーチなど、中野区と北区のNPOや、都の認定地区を決めた練馬区ボランティアから情報が提供されました。（右の写真）

●行事計画の内容をブログにも掲載しています。 地域猫・地域ねこ・ちいきねこ 検索

ねこだすけもご一緒の…［続］行事計画レポート

●平成21年2月14日、立川市柴崎会館集会室●共催／立川市自治会連合会5支部（東京都地域の底力再生事業）●協力／同連合会栄町支部・栄町猫対策委員会／立川市社会福祉協議会／立川キャットニップ／猫のゆりかご●講演とパネル展示／NPOねこだすけ

地域ねこ、100ケ所あれば100通り。「野良猫トラブルなんでも相談会」と名付けて、自治会連合会と地域ねこ対策チームが協力し合うスタイルが斬新です。

同連合会の構成支部には、地域ねこ対策に積極的な「栄町猫対策委員会」があり、行動の核になっているようです。また、市内のチーム「キャットニップ」や近隣の「猫のゆりかご」 は、東京都の「飼い主のいない猫プログラム」の地区認定に実績のあるボランティアリーダーです。

野良ねこの福祉や擁護を思いながら、近隣からの迷惑被害の訴えにどのような対策をとるべきなのか？夜遅くまで情報交換が続き、参加者から「このような会合を引き続き開いて欲しい。」の要望が伝えられました。

猫のゆりかご　国立地域猫の会　検索

●平成21年2月20～22日、猫の日のイベント。愛媛県松山市／松山コミュニティセンター●主催／えひめイヌ・ネコの会●「飼い主のいない猫との共生を考える講座」の第5回めは「地域の野良ねこを地域ねこに!!」●講師講演：NPOねこだすけ代表

瀬戸大橋やフェリーで広島や岡山から、またお隣の香川からなど大勢の皆さまが、広いエントランスホール全部を使ったイベント会場に参加されました。

人とねこや動物との程よい適切な関係づくりについて、人々の暮らす地域の古くからの特性も大きく影響するものと思われます。（下の写真）

NPOえひめイヌ・ネコの会　検索

●平成21年2月28日、まちの猫フォーラムin台場～台場地区における地域猫問題を考えよう～●台場区民センター集会室で開催●問い合わせは港区みなと保健所生活衛生相談係●講師：NPOねこだすけ代表（下の写真）

●平成21年3月11日、「飼い主のいない猫問題を考える～地域猫活動について～」をテーマに、平成20年度福岡県動物愛護推進員研修会。●県吉塚合同庁舎にて●NPOねこだすけ代表が講演

自然の環境や人の暮らす環境、そこに棲む動物たち。命ある動物と人との関係づくりのルーツをたどるとき、人の役に立つ動物を、人が役に立たせるように支配してきた歴史を見逃せません。

「ねこ」も人の役に立つように、人の考えの中で増やされました。県の動物愛護計画で「致死処分数を減らす」目標は、「犬」についての効果が既に現われているそうですが、登録制にできない「ねこ」が問題です。地域に棲んでいる野良ねこも飼いねこも、人が増やしたルーツがあるのなら、これからは人々が「ねこ」の「生態の繰り返し」を「制限」したり「抑止」しながら、程良い程度まで「支配」しなければならない時期に差し掛かっているのかも知れません。近隣同士の地域環境トラブルが、ねこのせいにされないためにもです。

殺される「命」を生ませないことと、生まれた「命」を殺さないことは、動物の法令の執行官である行政につきつけられた、たった2つの条件と思うのです。下の写真は講演会（上）と展示パネルや配布資料コーナー（下）。

●平成21年3月14日、第二回新宿区・人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会総会●四谷地域センター会議室

名誉会長の中山弘子新宿区長ご挨拶の後、新たに加わった町会長に、区長から協議会構成員委嘱状が手渡されました。（写真下）

地域ねこ対策を進める多くの皆さまが参加できるように設けられた、構成員以外のオブザーバ席からも、活動報告や情報交換が行われました。

遠方から視察かたがたの方や、区内外からのボランティアリーダーのほか、アクションボランティアではないけれども活動を支援する皆さまなど、さまざまな立場の方々が集いました。

毎日毎日てんやわんや

動物保護グループやアニマルウエルフェア連絡会などとの情報交換や改善要請より…

●昨年の9月18日「明日都内某区役所で全国初、餌やり禁止罰則条例制定の記者会見。」…の情報。
●数年前には「ねこの登録条例」に熱心な某区役所も…。人の命を脅かす「狂犬病の撲滅」を掲げる「犬の登録」と違い、現行法を超えてまで「ねこ」の登録を条例にする根拠がすごく薄いこと。飼い主がいてもいなくても「命あるものであるねこ」は法令等の定めに従う「愛護動物」。よって登録制条例により、飼い主のいるねこといないねこに新たな「法の下での不平等」発生の恐れ。…未だ登録条例の火はくすぶる!!
●冒頭の区は記者会見の数日後「餌やり禁止罰則条例」の表現を撤回。「新たな区条例」の中で「餌による環境不良状態」の証明を試みつつ、やはり「餌やり」を違法行為者として「処罰」する条例。…などとも判断され、餌やりと違法の因果関係の条例上の証明について「行政民事介入」の指摘を受ける。
●昨年の12月5日必着で「人と動物との共生及び動物の愛護と管理に関する条例」制定にむけてのパブリックコメントを募った某区。「屋外でのねこの適正な管理義務」を個人の「極めて強い責務」と位置付けた「餌やり罰則」条例計画は一時見直しへ…。
●動物愛護法の基本指針(『』内)に従い『所有者のいない動物に対する恣意的な餌やり等がもたらす結果についての適切な管理』を行うために、『動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドライン』の作成を計画する自治体が急増中。このガイドライン（＝措置要綱）に思わぬ落とし穴が…!!
●前の3事例にも共通する、飼い主のいない「愛護動物のねこ」をペットと同じ、所有・占有・取扱者のいる「愛玩動物」に見立ててしまう時、役所が簡単に行える「飼いねこの飼養者責務」と「同・適正飼養」にかたよる「措置要綱」に…。「餌やり禁止」「登録」野良ねこの「みなし飼い主」など、所有者等を想定する規制強化策に陥る。地域でねこのそばに暮らす多くの人々が同じ目的意識で、飼い主のいないねこの生態繰り返しの支配を目指す、環境保全行動が困難に…。
●「人と愛玩動物との共存共生」は、ペットブームといわれる毎日の中で目につき易く、人の暮らす環境で「人と命ある動物との適切な関係づくり」の課題への思いと現実の間にはずいぶんの隔たりも…。

トラップケージの貸し出しについて…

地域ねこ対策や動物愛護に限るプロテクションケージ
トラップケージ保護捕獲用かご（下段の写真）

●貸出無料ですが、宅配送料をご負担ください。
●貸出期間は、一回につき最長1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
●期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。
●よそへの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う態様により危険な狩猟具にもなります。
●事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。

トラップケージ　キャッツプロテクションケージ

動物保護目的の地域ねこ対策に限る、
直輸入保護、捕獲用ケージ

●頒布のお申し込みは…

動物愛護に理解の有るＡＰＬに協力を依頼し、ねこだすけ宛に規定の書式で申し込まれた方に限り、ＡＰＬから直接購入いただける仕組みをとっています。
ＡＰＬではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをＡＰＬがねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。

●お申込みの規定書式をご請求ください。2～3枚のご案内用紙をお届けしております。（HP検索→キャッツプロテクションケージ）
●古い1枚だけの用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですが最新の用紙をご請求ください。
●直輸入のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの起った際には、出庫時に同封している書式をご利用の上お問い合わせください。
●専用のキャリーケースもあります。

サイズは約25x25x66cm
ペダル(踏み板)式一種類のみ

キャリーケース

地域ねこの普及啓発パネル

発砲スチロールに加工した、地域ねこパネルを貸し出しています。所定の申し込み書式をご利用ください。パネルの種類はねこだすけニュース33号に掲載。

●展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただきますと、点数などを選別いたします。1枚はB3サイズです。●恐縮ですが、送料は貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担でお願いいたします。●貸し出し費用は無料です。●地域ねこの直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。●募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー　動物愛護法ポスターチラシ
ファクトシートの一部
行政資料の一部　ほか

ねこだすけ／ファクトシートもくじ　検索

●個人向けの資料としてご活用ください。●複製や印刷、大量コピーなどでご利用の際にはご連絡ください。●ファクトシートは新着情報への改訂を計画しています。

ご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

地域ねこ対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。
ペットとのふれあいなどがもてはやされる今、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？疑問の広がるアクシデントも少なくありません。
さまざまな出来事に直面するとき、目には見えにくい改善要請活動も頻繁です。どうか支えてください。
ねこだすけでは収益事業を行っていません。運営は皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

●不幸なねこに手をのべるとき、フードは欠かせません。
●フードは地域ねこの現場や、多数頭の保護飼養先ボランティアさんなどに転送しています。
●トイレ砂や獣医薬品などの消耗品も嬉しいです。
●やむをえない移転に伴い拠点の事務所に倉庫がなくなりました。
●ご支援の品々などもタイムリーに転送しています。
●未使用の切手は宅配の郵パックに使えますし、書き損じのはがきは切手に交換しています。
●テレフォンカード、各種金券、商品券、図書などのカード類、収入印紙なども換金が容易です。
●皆さまへのお知らせや小さな会議、イベントなどの通信連絡や配送に役立つ事務用品の、例えば粘着テープ、セロテープ、コピー用紙、プリント用紙、オフィスのりなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願いいたします。

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
2009 平成21年 4月
vol.36

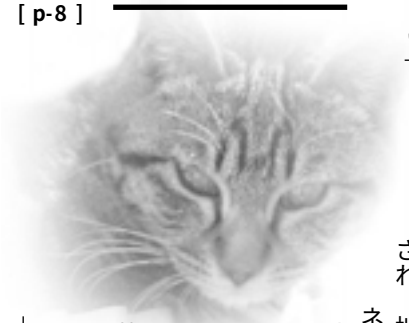

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係…

ねこだすけへのお誘い

資料を郵送します。ご住所をお知らせください。

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などのご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりを広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思われない方とも、また行政などとも一緒に協働し、同じ目的の地域ねこプランを進めます。

地域ねこ対策や動物保護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢のドクターから賛同をいただいています。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域ねこや動物の情報ネットワークを進めます。動物を愛おしむ様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこプランが拡がっています。
どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax. 03-3350-6440
郵送・宅配 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ http://www.nekodasuke.net

郵便振替
口座番号 00130 - 9 - 362975
加入者名 ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日： お名前： ご住所／郵便番号： お電話番号：
Fax番号： 会員種別： 年会費： 円 ※寄付金： 円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

※他の金融機関からお振り込みの場合は…

銀行名	ゆうちょ銀行	店名	○一九店
金融機関コード	9900	(カナ)	ゼ ロイチキュウ店
店番	019	口座番号	0362975
預金種目	当座	カナ氏名(受取人名)	ネコダ スケ

ご入金の前月までを会員年度(※宛名シールに印字されている期日)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。未使用のテレフォンカード・収入印紙は換金も容易です。移転で保管場所が狭くなり、ケージや物資などの宅配出庫回数が更に増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動 地域ねこ対策や、ねこの保護救済以外の活動内容

- ●動物愛護の普及や啓発
- ●動物の法令の普及啓発と実行の推進
- ●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- ●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- ●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- ●不適切に飼養される動物の改善
- ●生物多様性に関する動物の保全
- ●不適切な動物愛護風潮の抑止
- ●動物擁護の普及
- ●動物福祉の推進
- ●動物愛護普及啓発イベントの開催
- ●動物ネットワークの推進
- ●学習会や相談会
- ●ねこの譲渡・飼い方相談
- ●チームや支部などの支援ほか

とても狭くて窮屈な事務所です。

デスクワークボランティアスタッフさんを募っています。

ねこや動物の擁護を行い、また多くの皆さまに思いを伝えるための裏方作業も盛り沢山です。

文書の整理や書類の仕分け、通信連絡やご相談への応対など、さまざまな役割分担のデスクワークが毎日あります。

ちょっとした会話の中に、動物愛護のヒントが隠されていることも経験します。デスクワークを担いながら、地域ねこチームリーダーも一人立ちして行きます。

特別の知識や経験もいりません。「できることを、できる範囲で、無理をしないで」をモットーに、お気軽にご参加をお待ちしています。

ファックスで「デスクワーク希望」としてご連絡ください。

折り返させていただきます。

ねこだすけニュースバックナンバー・会員の皆さま号・号外をホームページからプリントできます。 NPOねこだすけ 検索